

議案第17号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

三朝町ホームヘルパー派遣手数料の徴収に関する条例（昭和57年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条第1項の規定に基づき、町長が、日常生活を営むのに著しく支障がある老人、 <u>重度身体障害者、重度心身障害児（18歳以上の知的障害者及び重度心身障害者を含む。）</u> 、 <u>精神障害者又は難病患者等</u> のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣した場合におけるホームヘルパー派遣手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～ 略	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条第1項の規定に基づき、町長が、日常生活を営むのに著しく支障がある老人、 <u>重度身体障害者又は重度心身障害児（18歳以上の知的障害者及び重度心身障害者を含む。）</u> のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣した場合におけるホームヘルパー派遣手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2条～ 略

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。